

件名	愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例		
主管課	高校教育課（義務教育課）		
根拠法令等			
【改正の概要】			
県立学校並びに市町立の小学校及び中学校の職員定数の改正			
1	県立中学校の職員		
	校長、教員	45人	60人（15）
	養護学校	3人	
	学校栄養職員	3人	
	事務職員	3人	
	計	54人	69人（15）
2	県立高等学校の職員		
	校長	55人	53人（2）
	教員	2,775人	2,685人（90）
	事務職員	234人	224人（10）
	技術職員	7人	
	その他の職員	393人	383人（10）
	（うち実習助手	230人	222人（8）
	計	3,464人	3,352人（112）
3	県立盲学校、聾学校及び養護学校の職員		
	校長	8人	
	教員	611人	629（18）
	学校栄養職員	7人	
	事務職員	35人	
	その他の職員	211人	212人（1）
	（うち寄宿舎指導員	136人	137人（1）
	（うち実習助手	23人	
	計	872人	891人（19）
4	市町立小学校の職員		
	校長、教員	5,062人	5,057人（5）
	養護教員	367人	362人（5）
	学校栄養職員	97人	99人（2）
	事務職員	352人	350人（2）
	計	5,878人	5,868人（10）
5	市町立中学校の職員		
	校長、教員	3,074人	3,026人（48）
	養護教員	146人	148人（2）
	学校栄養職員	45人	48人（3）
	事務職員	145人	
	計	3,410人	3,367人（43）
計		13,678人	13,547人（131）
施行日	平成17年4月1日		
【その他参考事項】			
○改正の要因			
県立中学校（3校×4学級）の学年進行、学校の統廃合（小学校数 5校、中学校数 1校）、少子化（小学校児童数 878名、中学校生徒数 936名、高等学校生徒数 1,569名）医療技術の向上による養護学校等への児童・生徒の増加			